（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別紙様式第1号

（表）

第　　号　　年　月　日発行

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第32条第3項の規定により適用される国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第116条第3項の規定に基づく監査証票

所　　属

官　　職

氏　　名

生年月日

写　　真

発行者　財　務　大　臣

（裏）

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（抄）

附　則

（存続組合の業務等）

第32条　（第1項及び第2項　略）

3　存続組合は、国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合とみなして、同法第四条から第七条まで、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第四十一条第一項及び第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第九十五条、第百六条、第百十四条並びに第百十六条の規定を適用する。（以下　略）

（第4項から第9項まで　略）

国家公務員共済組合法（抄）

（財務大臣の権限）

第116条　（第1項及び第2項　略）

3　財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

（第4項　略）

監査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

備　考［略］

改正前

別紙様式第1号

（表）

第　　号　　年　月　日発行

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第32条第3項の規定により適用される国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第116条第3項の規定に基づく監査証票

所　　属

官　　職

氏　　名

生年月日

写　　真

発行者　財　務　大　臣　印

（裏）

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（抄）

附　則

（存続組合の業務等）

第32条　（第1項及び第2項　略）

3　存続組合は、国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合とみなして、同法第四条から第七条まで、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第四十一条第一項及び第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第九十五条、第百六条、第百十四条並びに第百十六条の規定を適用する。（以下　略）

（第4項から第9項まで　略）

国家公務員共済組合法（抄）

（財務大臣の権限）

第116条　（第1項及び第2項　略）

3　財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

（第4項　略）

この監査証票の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日までとする。

備　考［同上］